

## 医療的ケア児等の支援における関係機関の連携に関する協議について

### 1 協議の目的

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）

… 医療的ケア児が、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する支援体制を構築する。

また、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるようにする。

### 2 春日井市障がい者総合福祉計画における位置づけ

第 4 次春日井市障がい者総合福祉計画

- ・ 重点項目… 障がい児の支援の充実
- ・ 施策… 医療的ケア児への支援
- ・ 取り組み… 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

### 3 定例会での協議について

当協議会には、保健所、医師、学校関係者、当事者団体、相談支援事業所が参加していることから、平成 30 年度は、当協議会において医療的ケア児等に対する支援の連携について検討を行うこととする。

#### (1) 第 2 回地域自立支援協議会において

- ・ 医療的ケア（内容、種類等）について講義  
講 師 愛知県心身障害者コロニーこぼと学園 看護師 今井 康子氏  
愛知県心身障害者コロニー運用部地域支援課 課長補佐 東川あゆみ氏
- ・ 医療的ケア児の生活の把握について（事例紹介）  
紹介者 春日苑障がい者生活支援センター  
障がい者生活支援センターあっとわん

#### (2) 第 3 回地域自立支援協議会において

- ・ 各関連分野が共通の理解に基づき支援できる連携体制について